

瀬戸市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 18 日

瀬戸市長 増岡 錦也

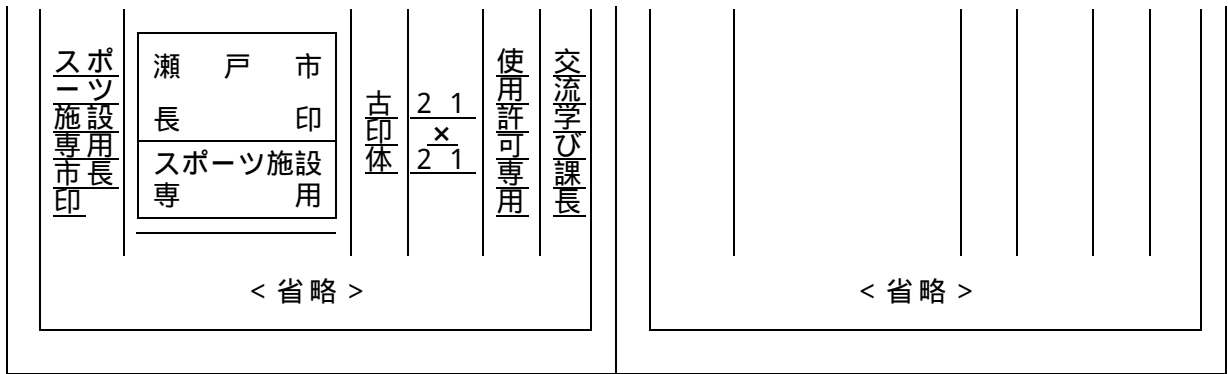
瀬戸市規則第 4 号

瀬戸市公印規則の一部を改正する規則

瀬戸市公印規則（昭和 32 年瀬戸市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第 3 条関係）						別表（第 3 条関係）					
公印 の種 類	形 式	書 体	寸 法	用 途	管 守 者	公印 の種 類	形 式	書 体	寸 法	用 途	管 守 者
< 省略 >						< 省略 >					
						交 流 学 び 課 長 印	瀬 戸 市 長 印 交 流 学 び 課 用 専 用	古 印 体	$\frac{2}{2} \times \frac{1}{1}$	諸 証 明 専 用	交 流 学 び 課 長
< 省略 >						< 省略 >					
パ ル ティ セ と シ タ ン 市 民 交 流 専 用 長 印	瀬 戸 市 長 印 パ ル ティ セ と シ タ ン 市 民 交 流 専 用	古 印 体	$\frac{2}{2} \times \frac{1}{1}$	使 用 許 可 専 用	交 流 学 び 課 長	パ ル ティ セ と シ タ ン 市 民 交 流 専 用 長 印	瀬 戸 市 長 印 パ ル ティ セ と シ タ ン 市 民 交 流 専 用	古 印 体	$\frac{2}{2} \times \frac{1}{1}$	使 用 許 可 専 用	交 流 課 長



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表中交流学び課専用市長印の項を削る規定は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書の規定によるこの規則の施行の際、現に交流学び課専用市長印により証明されているものは、改正前の瀬戸市公印規則別表中交流学び課専用市長印の項の規定は、前項ただし書の規定によるこの規則の施行後も、その証明事項が新たに証明されるまで又は消滅するまで、なおその効力を有する。